## 大阪市告示第1595号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第4号の規定に基づき、次の事業計画のある 道路を、2年以内にその事業が執行される予定のものとして指定した。なお、その関係図書は、大 阪市計画調整局建築指導部建築企画課において一般の縦覧に供する。

令和7年11月21日

大阪市長 横山 英幸

指定年月日

令和7年11月12日

名 称	指定区間		道路幅員	道路延長
	起点	終点	担的悔貝	<b>坦</b> 始延女
都市計画道路	淀川区西三国	淀川区西三国	30.00 m	71.00 m
庄内新庄線	二丁目221番	二丁目219番		
都市計画道路	淀川区西三国	淀川区西三国	25. 00 m	61.00 m
西三国木川線	二丁目217番	二丁目206番1		
三国東地区	淀川区西三国	淀川区西三国	4. 00 m	118.00 m
区画道路23-1号線	二丁目155番	二丁目121番	4.00 m	118.00 III
三国東地区7号線	淀川区西三国	淀川区西三国	8.00 m	121.00 m
	二丁目119番	二丁目124番		
三国東地区	淀川区西三国	淀川区西三国	6.00 m	9.00 m
区画道路23-2号線	二丁目121番	二丁目121番		

(計画調整局建築指導部建築企画課)